

情報公開法の制定・施行に係る主な経緯

平成6年（1994年）

2月15日 閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」
「行政情報の公開に係る制度について本格的な検討を進める。行政改革委員会（仮称）において調査審議を行うこととし、政府部内においてこのための所要の準備を速やかに進める。」

12月19日 総理府に行政改革委員会を設置
「行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項を調査審議する。」（行政改革委員会設置法第2条第2項）

平成7年（1995年）

3月17日 行政改革委員会に行政情報公開部会を設置
・部会長：角田禮次郎（元最高裁判事）
・平成8年11月1日まで計57回開催

平成8年（1996年）

12月16日 行政改革委員会が内閣総理大臣に「情報公開法制の確立に関する意見」を具申

12月25日 閣議決定「行政改革プログラム」
「「情報公開法制の確立に関する意見」を最大限に尊重し、できる限り早期に法律案をまとめるべく作業を進め、平成9年度内に所要の法律案の国会提出を図る。」

平成10年（1998年）

〔第142回常会〕

3月27日 行政機関情報公開法案及び同整備法案を閣議決定、国会提出（閣法第102号、103号）

4月28日 衆議院本会議 趣旨説明・質疑（2時間40分）

4月30日 同内閣委員会 提案理由説明

5月12日 同委員会質疑第1日（2時間10分）

- 5月15日 同委員会質疑第2日（5時間50分）
- 5月27日 同委員会参考人質疑（5時間15分）
- 6月4日 同委員会質疑第3日（5時間20分）
- 6月18日 同本会議 閉会中審査とする旨議決

〔第143回臨時会〕

- 10月13日 衆議院内閣委員会 質疑第4日（4時間）
- 10月16日 同本会議 閉会中審査とする旨議決

〔第144回臨時会〕

- 12月14日 衆議院本会議 閉会中審査とする旨議決

平成11年（1999年）

〔第145回常会〕

- 2月12日 衆議院内閣委員会 法案を一部修正の上全会一致で可決、
附帯決議が付された。

【衆議院内閣委員会審議時間計 22時間35分】

- 2月16日 衆議院本会議 法案を全会一致で可決、参議院へ送付

- 3月5日 参議院本会議 趣旨説明・質疑（40分）

- 3月9日 同総務委員会 提案理由説明

- 3月11日 同委員会質疑第1日（6時間）

- 3月23日 同委員会質疑第2日（4時間）

- 3月24日 同委員会参考人質疑（2時間45分）

- 4月27日 同委員会質疑第3日（30分）

法案を一部修正の上全会一致で可決、附帯決議が付された。

【参議院総務委員会審議時間計 13時間15分】

- 4月28日 情報公開法案：参議院本会議 賛成多数（投票総数231中
反対1）で可決。衆議院に回付。

関係法律整備法：全会一致で可決、成立。

- 5月7日 衆議院本会議 回付案に同意（全会一致）、情報公開法成立

- 5月14日 行政機関情報公開法（平成11年法律第42号）

及び同整備法（同第43号）公布

- 7月30日 行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）の下に特殊法人情報公開検討委員会を設置
- ・委員長：塩野宏（東亜大学通信制大学院教授）
 - ・平成12年7月17日まで計31回開催

平成12年（2000年）

- 2月16日 行政機関情報公開法施行令公布（平成12年政令第41号）
- 2月25日 各省庁事務連絡会議において「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」を申合せ
- 7月27日 特殊法人情報公開検討委員会が行政改革推進本部長（内閣総理大臣）に「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」を提出

平成13年（2001年）

〔第151回常会〕

- 3月16日 独立行政法人等情報公開法案を閣議決定、国会提出（閣法第74号）

4月1日 行政機関情報公開法施行

〔第151回常会〕 独立行政法人等情報公開法案

- 6月12日 衆議院総務委員会に付託
- 6月21日 衆議院総務委員会：提案理由説明
- 6月29日 衆議院本会議 閉会中審査とする旨議決

〔第152回臨時会〕

- 8月9日 衆議院本会議 閉会中審査とする旨議決

〔第153回臨時会〕

- 11月1日 衆議院総務委員会質疑（3時間）
全会一致で可決、付帯決議が付された。
- 11月2日 衆議院本会議 法案を全会一致で可決、参議院へ送付
- 11月21日 参議院総務委員会に付託
- 11月22日 参議院総務委員会：提案理由説明
- 11月27日 参議院総務委員会質疑（2時間30分）

全会一致で可決、付帯決議が付された。
11月28日 参議院本会議 法案を全会一致で可決
独立行政法人等情報公開法成立

12月5日 独立行政法人等情報公開法公布(平成13年法律第140号)

平成14年(2002年)

6月5日 独立行政法人等情報公開法施行令公布(平成14年政令第109号)

10月1日 独立行政法人等情報公開法施行

平成16年(2004年)

4月27日 情報公開法の制度運営に関する検討会 第1回会議
・主宰：総務副大臣
・座長：小早川光郎(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
・平成17年3月18日まで計12回開催

平成17年(2005年)

3月29日 「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」公表

4月28日 行政機関等に対し、情報公開法の趣旨の徹底等について総務省行政管理局長通知を发出

7月28日 民主党が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」を議員立法で提出(第162回常会、衆法第31号。閉会時に審議未了・廃案。)

8月3日 情報公開に関する連絡会議において「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」及び「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」を申合せ

12月21日 改正行政機関情報公開法施行令等公布(平成17年政令第371号)

平成 22 年 (2010 年)

- 4 月 20 日 行政透明化検討チーム 第 1 回会合
- ・ 座長：枝野幸男行政刷新担当大臣
(第 4 回から蓮舫行政刷新担当大臣)
 - ・ 平成 22 年 8 月 24 日まで、計 6 回の会合及びワーキング・グループを開催

8 月 24 日 「行政透明化検討チームとりまとめ」公表

平成 23 年 (2011 年)

[第 177 回常会]

4 月 22 日 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」閣議決定、国会提出(閣法第 60 号)

8 月 31 日 衆議院本会議 閉会中審査とする旨議決

[第 178 回臨時会]

9 月 30 日 衆議院本会議 閉会中審査とする旨議決

[第 179 回臨時会]

12 月 9 日 衆議院本会議 閉会中審査とする旨議決

平成 24 年 (2012 年)

[第 180 回常会]

9 月 7 日 衆議院本会議 閉会中審査とする旨議決

[第 181 回臨時会]

11 月 18 日 衆議院解散に伴い審議未了・廃案

平成 25 年 (2013 年)

10 月 25 日 民主党が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」を議員立法で提出(第 185 回臨時会、衆法第 1 号。閉会時に閉会中審査とする旨議決。)